



＝＝＝＝＝ 【 矯正歯科治療契約書（簡易版）に関する説明 】 ＝＝＝＝＝＝

2019年3月23日作成
2019年4月11日最終改定

公益社団法人日本臨床矯正歯科医会
社会医療委員会

連絡先：

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル
一般財団法人口腔保健協会内
公益社団法人日本臨床矯正歯科医会 事務局
TEL：03-3947-8891

【はじめに】

1. この矯正歯科治療契約書の雛形は、矯正歯科治療を開始するに当たって、患者さん、及び、患者さんの保護者（以下「患者さん」を称す）とのより良い関係を築くために必要な、法律で定められた最低限の情報提供と、その合意に際して使っていただくためのものです。
2. 公益社団法人日本臨床矯正歯科医会が「矯正歯科治療契約書雛形作成ワーキンググループ」を立ち上げ、そこへの参加を複数の医療問題、消費者問題の法律専門家に呼びかけ、その方々の指導のもと作成・監修を行いました。（メンバーは後述）
3. **内容にご質問がある場合には、公益社団法人日本臨床矯正歯科医会までご連絡をください。**
4. この矯正歯科治療契約書の雛形は、公益社団法人日本臨床矯正歯科医会の会員のみならず、広く矯正歯科医療に従事されている医療者・医療機関全般に公開して使用を許諾しています。是非、矯正歯科医療の現場でご活用なさって患者さんとのより良い関係を築いてください。
5. 患者さんが治療契約書を整備されていない医療機関で矯正歯科治療を受ける場合には、治療を受ける医療機関にこの契約書を持参されて、これに基づいて治療契約を締結することを希望されても構いません。契約書は契約をする当事者のどちらが用意しても構いませんが、内容に関しては双方の同意が必要になります。治療を受ける医療機関のご理解を得られない場合もあり得ます。その場合には、ご一考なさることをお奨めします。

【特にご注意願いたいこと】

1. この矯正歯科治療契約書の雛形は、このまま使うことを強制するものではありません。
2. **内容の一部を各医院で編集しても構いませんが、以下に記載する説明・注意を良くお読みの上、制限事項をお守りください。変更内容は各自の責に帰します。また、編集は各自で行って下さい。当委員会では編集委託を承れません。**
3. この雛形を使う場合には、内容に関しては基本的にこのまま使用してください。
4. この雛形は、適時、更新されますので、本会更新日時をご確認下さい。

【ワーキンググループ・メンバー（50音順）】

池本誠司 弁護士：池本誠司法律事務所
所在地：埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12-4：048-839-0611
消費者委員会委員

井上雅弘 弁護士：銀座誠和法律事務所
所在地：東京都中央区銀座8丁目8番15号 青柳ビル5階：03-3572-2421
公益社団法人日本臨床矯正歯科医会顧問弁護士

小畑真 弁護士・歯科医師：弁護士法人小畑弁護士事務所
所在地：札幌市中央区北1条西7丁目3番地 おおわだビル3階：011-206-7618
北海道大学大学院歯学研究科博士課程 修了（歯学博士）
北海道大学法科大学院 修了（法務博士）
北海道医療大学客員教授

増田聖子 弁護士：増田・横山法律事務所
所在地：名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル7階：052-961-3325
医療事故情報センター副理事長
医療過誤問題研究会代表

村千寿子 弁護士：都民総合法律事務所
所在地：新宿区四谷2-10第2太郎ビル3階：03-3357-0277
特定商取引法専門調査会座長代理

吉岡和弘 弁護士：吉岡和弘法律事務所
所在地：宮城県仙台市青葉区片平1-2-38 805：022-214-0550
元日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長
元消費者行政推進会議委員（消費者庁創設準備委員会）
国民生活センター紛争解決委員会（ADR）委員

【書面全般に関して】

1. 書面はA4サイズ4枚に収まるようにレイアウトされています。A4サイズ4枚で印刷し、左端をホチキス留めして使っても構いませんが、A3横で表裏一枚に収まるようにA3製本印刷して使われることを推奨します。
2. フォントのポイントは雛形中では10.5ポイントを使っています。基本的に10.5ポイントで使うことを推奨します。
3. 明朝体で印刷されているところが、各々の診療所の状況に応じて編集し直して使っていただく箇所です。
4. 実線枠の中は、各医院で患者さんごとに合わせた内容を記載してください。この部位の記載に関しては、ある程度の定型文書になってしまっても仕方ありませんが、できるだけ個別対応の内容になるように配慮して下さい。
5. 実線枠の中は、手書きでもデジタル入力でも構いません。公益社団法人日本臨床矯正歯科医会HPのトップページからデジタル入力用の入力フォーム付きのPDF文書がダウンロードできます（予定：現状では未だ掲載していません）。入力フォーム内のフォントの大きさ・種類、文字間隔、行間隔は、原則として変更できませんので文字数がオーバーする場合には、各医院において手書き等で対応してください。
6. 上記4. 5. を記載したら、2部印刷もしくはコピーして、その2部の内容が同じであることを患者さんに確認してもらった後に、1部を患者さんにお渡し下さい。その上で同じものであるもう1部に患者さんの署名をもらって医院側の控えにして下さい。
7. 点線枠の中が患者さんに記載していただく署名欄等の場所です。
8. 署名、記名、押印、捺印に関しては後に詳細を示します。
9. 各医院で一部を編集して使われる場合には、ワード版から編集して下さい。フォント、文字間隔、行間隔等がズれる場合がありますが、編集に関しての作業は各自の責任のもと行って下さい。

A

【ロゴに関して】

契約書面の権威化を図る意図でヘッダの中央に公益社団法人日本臨床矯正歯科医会（以後、医会と記します）のロゴマークを、医会の名称をヘッダの右側に入れました。

1. 個別に自院のロゴを追加すること、また、医会のロゴマーク、医会の名称を削除することは許諾します。自院のロゴを追加する際には、ヘッダの右側に記載されている医会の名称（ロゴマークではないテキスト2行）と同じ高さで、ヘッダの左側に挿入してください。
2. 契約書面の文言を修正、一部削除、追加を行った際には、医会のロゴマーク・名称は削除しなければなりません。ただし、この説明書に記述する内容に準じて書面中の文言を修正、一部削除、追加は容認します。

B

【タイトルについて】

タイトルは、「矯正歯科治療契約書」でも、「矯正歯科治療に関する確認書」でも構いません。法的な効力に差はありません。あまり硬い言葉を使いたくない場合には、「矯正歯科治療に関するお約束」等でも構いません。

【契約の取り交わし時期】

患者さんの精密検査を行い、その後に、詳細な診断・治療方針・方法等の説明を行った後に、その確認のために契約書を取り交わす手順を進めてください。場合によっては、患者さんに一旦持ち帰っていただいて、ご自宅でご家族を含めて協議・再考されることをお勧めされた方が良い場合もあることも考慮してください。

【患者さんとの関係について】

1. 矯正歯科治療を患者さんから依頼されて、それを矯正歯科医師が受けた場合に、双方の間で「治療契約（医療契約とも言いますが、ここでは「治療契約」と称します）」が締結されたこととなります。
2. 法律的には、治療契約は文書で示していなくても成立します。それ故に、行き違いが生じることがありますので、文書化されることを強く推奨します。
3. 同じく、治療を終了・中止する時には「治療契約関係」を解消（清算）することとなります。治療契約を解消する際には、単に終了・中止する旨の通知に止まらず、終了・中止時点での状況説明と、今後起こりえる事柄とそれに対する対応策を説明して下さい。又、治療契約を解消したことを示すために、文書化されることを推奨します。
4. 治療を中止・終了する時に付随して、治療費の精算を行って下さい。特に、基本料金については、終了・中止時点で未治療分相当（未履行分）を預かっている事になる場合がありますので、治療済みの割合で計算して余分な預かり金を返金する必要があります。逆に、基本料金が分割払になっている場合等で治療の進行状況に対して治療費の未払い金がある場合には、既に行った治療に見合う金額を計算して、足りない金額を追加で請求することとなります。
5. 患者さんに対してのオープンマインドを重視するために、患者さんに対して「ご不明の点はいつでも担当矯正歯科医師にお尋ねください」と記載してあり推奨しますが、もし、「いつでも」を記載されたくない場合には、この部分を削除されても構いません。

【用語について】

1. 用語として、「歯列矯正」、もしくは「矯正」単独で用いることなく、標榜科名である「矯正歯科」と表記することを推奨します。
2. 「患者」と記載する箇所は、親しみと対等性を表現するために「患者さん」と表記することを推奨します。
3. 「担当矯正歯科医」と表記することによって、より専門性を主張することも可ではありますが、法律上の用語としては「歯科医師」が良いので、ここで「矯正歯科治療を主に担当する歯科医師（以下「担当矯正歯科医師」を称す）と表記することを推奨します。
4. 矯正歯科治療に用いる「装置」等の表記に関しては学術用語にこだわらなくても良いので、「装置」を「装具」と、また、「装着する」を「設置する」と、「植立する」を「装着 or 設置する」等と、記載しても構いません。
5. 前述の【患者さんとの関係について】1.-4.に記載されているように、治療の終了・中止等には「治療契約」関係を「解消」することになり、それに付随して、基本料金の過不足がある場合には、治療費の「精算」を行います。そこで、「治療契約関係を解消」し、「治療費を精算」という用語を用います。

C

【開設管理者の表記に関して】

1. 開設管理者と直接矯正歯科治療を担当する歯科医師の両方を記載することによって、医療行為・契約行為の責任が両者にあること、特に開設管理者に大きな責任があることを示唆してあります。
2. アルバイトで矯正歯科治療に従事している歯科医師と、それを呼び寄せている医療施設に対して、医療行為・契約行為に関わる責任が両者にあること明示して無責任な医療行為の抑止効果を狙っています。

B



A

公益社団法人
日本臨床矯正歯科医会

矯正歯科治療契約書 (簡易版案)

患者さん	
------	--

と、矯正歯科医院（以下「医院」を称す）：医療法人 歯並び会 日本臨床矯正歯科医院

開設管理者：矯正 太郎

C

矯正歯科治療を主に担当する歯科医師：矯正 太郎、歯並 歯奈子

D

（以下「担当矯正歯科医師」を称す）

とは、矯正歯科治療にあたり、次のことを互いにお約束します。また、矯正歯科治療に関する医療者側の責任は、担当矯正歯科医師と医院の開設管理者の双方にあることを確認します。

1 治療内容

E

担当矯正歯科医師が患者さんに行う予定の治療内容は、次のとおりです。ご不明の点はいつでも担当矯正歯科医師にお尋ねください。

主訴	
診断名	
主な不正咬合の状態	
治療段階別 矯正歯科治療の	<p>【第1期治療：^{早期治療、}部分治療のみの場合】治療目標：</p> <p>治療計画と方法：</p> <p>1. 治療目標</p> <p>2. 治療計画と方法</p> <p>3. 予測治療期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 成人治療等で段階別治療ではなく、一括治療の場合には【第2期治療】に記載。 ● 手術適応になる可能性が極めて少ないがある場合には【その他の段階】に記載 ● 部分矯正歯科治療の場合には、【第1期治療】に「部分矯正歯科治療」と明記して記載。 <p>4. 予測保定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に歯列の移動を行った後に、その状態を保つために行うメンテナンス期間 <p>予測治療期間：</p> <p>予測保定期間：</p> <p>【第2期治療：全体的治療】治療目標：</p> <p>治療計画と方法：</p> <p>予測治療期間：</p> <p>予測保定期間：</p>

【矯正歯科医療に従事する歯科医師に関して】

D

1. 院内に複数の矯正歯科医師がいる場合には、主に担当する矯正歯科医師を筆頭にして、治療開始時点で所属している矯正歯科医師全員の名前を記載することを推奨します。
2. 認定医、専門医などの資格は、最後の署名欄にのみ記載することを推奨します。その部位に記載しても医療広告にはあたりません。ただし、正確に「公益社団法人日本矯正歯科学会認定専門医」等の表記にしなければなりません。

【治療内容に関して】

E

赤枠の「治療内容」は、既に臨床でお使いの「診断説明書」等を別紙として使っても構いません。その際には、この赤枠は削除するか、赤枠内に別紙が何か分かるように「別紙の診断説明書に記載」等の表記に変えてください。その上で、治療契約書に「別紙の診断説明書」を添付してください。

別紙を使う場合にも、以下を系統立てて記載してください。

- 主訴
- 診断
- 主な不正咬合の状態（問題点）
- 治療目的（治療方針）
- 治療計画もしくは治療方法
- 予測の治療期間
- 予測の保定期間

1. 「主訴」は、できる限り患者さんが述べた言葉を記載することを推奨します。（例：八重歯、出っ歯、受け口）
2. 「診断名」は、症状・状態を包括的に表現している病名を使うことを強く推奨します。（例：上顎前突症）
3. 「診断名」に、臨床的な状態を羅列しないように推奨します。2-3の病名併記は可能です。（例：上顎前歯部の前方突出を伴った著しい叢生症）
4. 「主な不正咬合の状態」は、臨床的な咬合に関する状態、検査を行なった後に判明した治療に直接関わる形態的・機能的な状態と、治療上に留意すべき状態を記載します。不正咬合の状態と共に特記すべき所見がある場合には、ここに記載しておくことを推奨します。（例：短根、歯肉退縮、顎関節症状現症または既往歴、習癖、アンキロシス、失活歯、顔面非対称、正中線偏位、等々）
5. 「治療目標」とは、その治療における大きな治療方針を記載することを推奨します。「治療方針」と記載しても可です。例えば、
 - (1) 第1期治療を必要とする上顎骨の成長不良による反対咬合の患者さんの場合では、「上顎骨の前方成長誘導」と記載することを提案します。
 - (2) 第1期治療を必要とする前歯部の重度な叢生症の患者さんの場合では、「前歯部の外傷性咬合の排除および整列」と記載することを提案します。
6. 「治療計画と方法」は、
 - (1) 5.(1)の場合であれば、「上顎骨の前方成長誘導を、上顎臼歯部に固定源を有するリンガルアーチを介してフェイスマスク（フェーシャルマスク）で上顎歯列を前方に牽引する」と言う様に、装具の種類とその個別の目的を合わせて記載することを提案します。
 - (2) 5.(2)では、「上顎乳犬歯を早期に抜歯してスペースを獲得して永久4前歯をセクショナルアーチで整列させる」と言う様に、治療手順と装具の種類とその個別の目的を合わせて記載することを提案します。
7. 「治療段階別」については、通常は「第1期治療」を乳歯列、混合歯列時期の早期治療とし、永久歯列以降の治療を「第2期治療」とします。その他の段階とは、当初は意図しないが、永久歯列期以降に晩期成長等の要因で、顎変形症等健康保険適用に変更になる可能性がある場合に念のために記載することを推奨します。当初から健康保険が適用される疾患の場合には、「第1期治療」にその旨を記載することを推奨します。
8. 「予想治療期間」は、
 - (1) おおよその動的治療期間と、その後の保定期間の予測を記載することを推奨します。
 - (2) 治療段階別の治療を行う場合には、第1期治療が終わった後、第2期治療が開始するまでの間も、「経過観察」「第1期治療後の暫間的な保定期間」として、その後の永久歯列期にマルチブラケット法等で全顎的に治療を行なった後に行う保定期間とは分けて記載することを推奨します。
 - (3) 「治療期間」の予想は不確実な要素が多く、ある程度治療の進行状況に伴って予測の治療期間が絞れてくるものです。しかしながら、患者さんにとっては当初に説明を受けた「予測の治療期間」は忘れることがない重要な情報です。この辺で食い違いが起きないために、ある程度の幅を持たせた期間予想を想定し、十分な予想期間を説明されることを推奨します。
9. 成人治療で段階別治療ではなく、一括治療の場合には、第2期治療欄に記載することを推奨します。

【治療によって心配される不具合や、治療後に予想される事柄】

1. 矯正歯科治療によって引き起こされる可能性がある治療上の好ましくない反応に関して、一般的に起こり得る可能性が高いものを記載してあります。
2. 一般的に起こり得る可能性がある不都合な反応等で追加して記載しておいた方が良いと思われる場合には、下段の「その他特記すべき事」欄に記載してください。
3. 個別の症例で特に記載しておいた方が望ましい事がある場合には、それも「その他特記すべき事」欄に追加で記載することを推奨します。

	【その他の段階】治療目標：
	治療計画と方法：
	予測治療期間：
	予測保定期間：

2 治療によって心配される不具合や、治療後に予想される事柄
矯正歯科治療中に下記の不具合が生じることがあります。このような状態が生じた場合には、担当矯正歯科医師はその内容及び程度と、今後の対応について説明します。

- 口腔衛生状態の悪化に伴う新たな白濁・脱灰・う蝕の発生
- 歯が重なっていた場所に隠れていた白濁・脱灰・う蝕部位が現れること
- 歯肉の炎症。特に口腔衛生状態の悪化に伴う歯肉炎
- 歯の隣接面の歯間空隙（ブラックトライアングル）
- 装具が口腔粘膜に接触することによって起こる炎症
- わずかな歯根吸収、歯の咬耗・摩耗、顎関節症状、不定愁訴

その他特記すべき事：

3 料金について

F

<p>矯正歯科治療の費用</p> <p>■金額は全て税込金額で表記する</p> <p>■初診もしくは診断時点での税率で金額を表記する</p> <p>■消費税率改定があった場合には、消費税率は支払い時点での税率を適用する</p> <p>■前納基本料金を精算返金する場合には、預かった時点での消費税率で計算して返金する</p>	初診相談料金：	
	精密検査料金：	
	診断料金：	
	基本料金（基本治療費見込み総額）：	
	第一期治療基本料金額：	
	第二期治療基本料金額：	
	その他：	
	処置料金：	
	定期観察・診察料金：	
	保定料金：	
その他の料金：		
矯正歯科料金の支払い手段	窓口現金払い・指定口座振込・クレジットカード払い 銀行口座からの自動振替	

お支払いの方法（一括・分割）及び、お支払い予定時期に関しては、協議の上決定しましたら別紙支払い予定表をお渡しします。お支払い途中でも、お支払いの方法・手段の変更は可能です。ご希望の場合にはお申し出ください。

- 4 治療に関する説明、及び、セカンドオピニオン（他の歯科医師への求意見）について
- 4-1 矯正歯科治療を行う医院・担当矯正歯科医師は患者さん及び保護者に対して、治療前、治療中、治療後に、その都度分かりやすく状況を説明します。疑問点、不明点がありましたら遠慮なくお尋ねください。
- 4-2 患者さんは、疑問に感じることがある場合、心配になったことなどがある場合には、いつでも、遠慮なく担当矯正歯科医師にご質問ください。
- 4-3 患者さんがセカンドオピニオンを受けたいと思ったときには、遠慮なく、担当矯正歯科医師にお

G

【料金について】

「料金について」は、既にお使いの「料金についての項目名」に変更して使っても構いません。但し、その際には、下記に記載する内容に準じてお使いください

1. 「基本料金」は、「基本施術料」等、表記名（名目）の違いがあったとしても、総治療費内、他の名目に比べて高額になる金額を示す項目です。
2. 基本料金の金額は「見込み金額」と表記しますので、見込み金額から変更になる場合には、再度、簡単な確認書を患者さん、保護者との間で交わしてください。
3. 「装置料金」を別に示す場合には、実勢装置料金の200%を超える部分は、装置料金としての対象にはならない場合がありますので、装置料金は基本料金に含むことを推奨します。なお、装置料金等の項目を別に設定する場合、結果として基本料金を低く設定し、装置料金等を高く設定して精算時の精算金額を低くすることは消費者契約法上認められない可能性がありますのでご注意ください。
4. 基本料金、処置・観察・診察料金、保定料金に含まれないその他の治療費の設定がある場合には、その明細を契約時に患者さんに呈示し、「その他の料金」欄に記載してください。（例：指導（ブラッシング、MFT、摂食）、他の医療機関への依頼事項、自院で行う抜歯、歯科矯正用アンカースクリュー、TAD、保険外の外科的処置、保定装置、投薬、予防処置、治療途中・終了時のレントゲン等の資料採得、予約のキャンセル等に関する料金）
5. 金額は全て税込金額で表示してください。治療契約書に記載される全ての料金に関する税率は、初診もしくは診断時点での税率で金額を表記してください。
6. 消費税率改定があった場合には、その後の支払いに関しては支払い時点での消費税率を適用してください。

【治療に関する説明、及び、セカンドオピニオン（他の歯科医師への求意見）について】

1. 治療中の患者さんには、当日の治療中、治療後に、当日の治療の概要、前回診療日との変化、治療上注意すべき事柄、治療上の指導内容、次回の治療の概要を簡単に説明されることを推奨します。詳しくは、本会HP「セカンドオピニオンに関する当会の見解」をご参照ください。
2. 毎回繰り返しになる場合もありますが、敢えて繰り返して説明されることを推奨します。
3. セカンドオピニオンは、通常、「治療開始前に示された治療方針・方法に関して他の専門家の意見を聞いてから決めること」を示しますが、治療を開始した後でも患者さんが望まれた場合には応じられることを推奨します。
4. 診療情報提供書の作成、カルテやレントゲン写真等の診療記録の白黒印刷（コピーを含む）、カラー印刷（カラーコピーを含む）、CD、DVD等によって、各々金額を明示しておくことを推奨します。金額は市中の実勢価格を参考になさることを推奨します。また、その際に手数料を請求することは構いませんが、社会保険歯科診療報酬点数の診療情報提供料を参考に、2,500～5,000円を推奨します。

【カルテ開示について】

1. カルテの開示は、個人情報保護法第28条にて患者さんの権利として定められています。以下のような条文です。
第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求することができる。
2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
② 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③ 他の法令に違反することとなる場合
2. 公益社団法人日本矯正歯科学会倫理規程第19条にも示されていますのでご確認ください。
3. さらに、厚生労働省は2003年11月に「診療情報の提供等に関する指針」で示されていますのでご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0623-15m.html>
4. 医療機関の管理者は診療記録の開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者さんに対しての周知徹底を図らなければならないこととされていますので、予め、規程の整備や開示申請書の整備を行うなどをすることを推奨します。

【治療内容の変更】

1. 治療内容の変更が生じた場合には、担当矯正歯科医師は、変更の理由、変更内容、治療費の増減等について変更される内容を患者さんに十分に説明して、変更内容を記載した書面を作成してください。それは新たに契約書として作り直さなくとも、既存の契約書と関連する確認書でも構いませんが、書面にして患者さんと医療機関の双方で確認し、患者さんの確認署名を貰い保管することを推奨します。
2. できる限りコピーを患者さんにも渡してください。

【治療の中止、転医について】

1. 治療を中止することになった場合には、担当矯正歯科医師は、中止の理由、その後の取り扱いについて患者さんに十分に説明してください。その内容を記載した書面を2部作成して患者さんと医療機関の双方で確認し患者さんの確認署名を貰い、1部を患者さんに渡すことを推奨します。
2. 治療中止に際して、患者さんに治療中止に伴う「違約金」を請求することは避けてくださることを推奨します。
3. 前納基本料金を精算返金する場合には、預かった時点での消費税率で計算して精算返金してください。
4. 支払いの方法・手段が変更になった場合にも簡単な確認書を交わすことを推奨します。

- 申し出ください。希望に応じて、診療情報提供書を作成します。費用は、〇〇円（税込）です。
- 4-4 患者さんは、治療中、いつでも自分のカルテやレントゲン写真をご覧いただけます。また、ご希望があれば、カルテ等の診療記録のコピーをお渡しします。費用は原則として実費となり、一枚〇〇円～〇〇円（税込）です。ご希望の場合には別紙の申請書をご提出ください。なお、コピーのお渡しには〇日程度のお時間をいただきますので、ご了承ください。
- 5 治療に必要な指導を守っていただくこと
患者さんは、担当矯正歯科医師やスタッフから受けた指導（歯磨きや矯正歯科装置の装着、その他、治療に必要な事項についての指導）を守ってください。患者さんが指導に従っていただくことで治療がスムーズに進みます。何かの事情で指導を守れなかった場合などは、担当矯正歯科医師やスタッフにご相談ください。
- 6 予約した日時に受診していただくこと
患者さんは、予約した日時に受診してください。受診できない事情があるとき、または、遅参する場合には、必ずご連絡を御願います。ご連絡いただけないときには、医院からご連絡させていただくことがあります。
- 7 治療内容の変更
治療が開始された後、当初予定した上記1記載の治療内容の変更が必要になることがあります。この場合には、担当矯正歯科医師は、患者さんに変更の理由、変更内容、変更に伴う治療費の増減等について説明し、あらためて、変更後の治療内容について、患者さんと新たな契約もしくは変更箇所の確認書を締結します。
- 8 治療の中止、転医について
- 8-1 患者さんは治療を中止することができます。ただし、治療を中止された時には、後戻り反応や別の咬合不良誘発など患者さんの健康上における不都合が生じる場合がありますので、よく担当矯正歯科医師の説明を受けて判断してください。
- 8-2 治療が中止となったときには、医院・担当矯正歯科医師は以下のとおり矯正歯科基本料金を精算します。
- i 費用が全額支払い済みの場合には、それまでの治療経過に応じて一部を返金します。
 - ii 費用の未払いがある場合には、それまでの治療経過に応じて請求させていただきます。
 - iii 治療費精算の基準は、「公益社団法人日本臨床矯正歯科医会治療費精算の目安」（または公益社団法人日本矯正歯科学会倫理規程）に基づきます。
- 8-3 患者さんから転医の希望があれば、担当矯正歯科医師は他院に宛てた診療情報提供書（当初の診断内容、診断根拠となった資料、治療経過を示すデータ）を作成します。費用は、〇〇〇円（税込）です。転医先では、転医時点での状態を把握するために改めて検査を行うことがあります。また、各種料金に関しては転医前と転医先で治療過程が重なる場合もありますし、治療方針・方法が変更になる場合もありますので転医前の残額費用がそのまま転医先に引き継がれない場合もあります。転医先での費用については、転医先で詳しく説明を受けてください。
- 9 治療の終了 **H**
- 9-1 上記1記載の保定期間が満了したとき、又は、治療が完了したときに治療は終了します。
- 9-2 患者さんが最後に受診した日、あるいは、受診を予約された日から、何の連絡もいだけずに1年を経過したときには、矯正歯科治療契約は終了となります。契約が終了となった場合には、上記8-2に従って矯正歯科基本料金を精算します。
- 9-3 上記2に基づき終了したものの、その後、患者さんから治療再開の希望をされた場合には、上記9-2の日から申し出のあった日までの期間に生じた状態について担当矯正歯科医師は患者さんに説明し、再開するに当たって当初の治療計画との相違点が生じている場合には、その旨を説明します。同時に、治療内容・治療費に変更が生じる場合には、改めて治療内容・治療費の変更点

5. デンタルローンを使われる場合で、ローン期間中に治療を中止することになった場合には、抗弁権の接続がされる可能性に十分に留意してください。

■ 抗弁権の接続とは

- 患者さんがローン会社とローン契約を結んでローンで借り入れたお金で治療を支払う場合、原則として患者さんとローン会社との間の契約になり、医療機関は契約当事者にはなりません。ローンが実行されると、患者さんが借り入れた治療費は、ローン会社から直接医療機関に支払われます。その後、万一、ローン期間中に治療を中止することになった場合でも、ローンの残額は患者さんがローン会社に支払い続けることになります。このような場合、患者さんは、治療を途中で中止していますので、未治療分の治療費の支払いを拒むことができます。この権利のことを抗弁権と言います。
- 現在は、この抗弁権を患者さんが主張されてもローン会社は通常は応じませんが、訴訟になった場合には認められる場合もあります。
- 特定商取引法による特的継続的役務に矯正歯科医療が指定されると、それに関連して抗弁権の接続が認められ、患者さんはローン会社にローン残額を支払わないこと、もしくは未治療分のローン支払い金額の精算を求めることができ、ローン会社はそれに応じなければなりません。このことを「抗弁権の接続」と言います。
- 抗弁権の接続がされると、ローン会社は、医療機関に対して既に支払った医療費の内、未治療分の治療費の返還請求を行います。
- 特的継続的役務に矯正歯科医療が指定された場合には、この契約書にも抗弁権の接続についての記載が必要になります。

【治療の終了】

H

1. 治療の終了は、9-2 に示すように、通常の治療終了以外に患者さんが無断で来院しなくなった場合にも適用されます。
2. 一旦治療が終了した後に、再開を希望されてきた場合にも請求権が 10 年間存在しますので、慎重に対応してください。個別に判断することになりますが、後戻りが主訴の再治療を希望された場合には、治療終了時に十分な説明がなされたかどうかで判断されますので、治療終了時にも十分に説明を行ってくださることを推奨します。
3. 9-4 に示すように、担当矯正歯科医師に不測の事態が起こって、医療に従事できなくなった場合も想定して、日頃からの金銭的、人材的な準備を並行して行ってくださることを推奨します。
4. 治療を終了する場合には、その時点での状況および治療前後の治療効果・治療による変化を説明してください。その上で、今後起こりえる事柄を患者さんに十分に説明してください。その内容を記載した書面を 2 部作成して患者さんと医療機関の双方で確認し、患者さんの確認署名を貰い、1 部を患者さんに渡すことを推奨します。

【治療の中断】

治療の中断は、治療の終了・中止とは分けて取り扱ってください。

【保定と後戻りについて】

1. 保定期間は可及的に長めに説明することを推奨します。
2. 保定装置を継続して使う場合の、メンテナンス、注意事項についても十分に説明してください。

【署名欄に関して】

I

1. 法的には契約書に押印、捺印しなくても署名だけで有効です。
2. ただし、捺印・押印したほうが患者さんの自覚にも繋がりますので推奨します。印鑑がない場合には、次回来院時に持参することでも可です。
3. 署名は、個人確認のために行いますので、念のため、保険証、運転免許証、パスポート等で、個人確認をなさっても構いませんが、消極的にしか推奨しません。
4. 患者さんが未成年の場合には、保護者の同意が必要ですので、患者さんと保護者の両方の署名が必要です。ただし、保護者が代筆することは構いません。患者さんが未成年の場合でも、できるだけ本人の署名をしてもらう方が自覚に繋がりますので、本人署名を推奨します。その場合であっても、保護者の署名は必要です。
5. 患者さんが成人の場合でも、生計が独立していない場合、例えば学生の場合には、未成年と同様に保護者の同意を求めてください。
6. 署名に対して捺印、記名に対して押印と表現するとご理解ください。
7. 医院側は事前に、矯正歯科医院の名称、開設管理者名、担当矯正歯科医師を印刷しておいても、ゴム印で押しておいても構いません（記名）。
8. 公益社団法人日本矯正歯科学会認定の認定医、専門医等の資格をここに記載しても医療広告にはあたりません。

【契約書を交わす際のポイント】

1. 同じものを 2 通作って、患者さんにお渡しする方の契約書の書面中の特に重要な箇所に、マーカーペンなどでラインを引く等の確認がなされた痕跡を残すことも、紛争を起しにくくする一法です。
2. 1 通作って、署名された方を医院が保管して、コピーを患者さんに渡しても構いませんが、できる限り 2 通作って、相互に署名をされることを推奨します。

に関してご説明し、患者さんが確認されてから治療を再開します。再開を希望された場合には記載の保定期間が満了したとき、又は、治療が完了したときに治療は終了します。

- 9-4 担当矯正歯科医師が、病気、怪我、死亡等によって治療を継続できない状況になった場合には、矯正歯科治療契約は終了となります。契約が終了となった場合には、上記8-2に従って矯正歯科基本料金を精算します。

10 治療の中断

- 10-1 患者さんが病気や怪我などで一時的に通院できなくなったとき、または、海外転居などで一時的に装置を外して帰国後に治療を再開することを望まれる場合などでは、治療を一時中断（お休み）することができます。中断しなければならない状態が解消したときには担当矯正歯科医師は治療を再開します。
- 10-2 治療中断の場合には、患者さんは医療契約を解消せず、その時点で治療の進行状況を超えた部分の治療費は「預かり金」として精算返金を受け取らずに医院に預け置くことができます。

11 保定と後戻りについて

- 11-1 患者さんは、上記1記載の保定期間中には指示された保定装置を必ず使って下さい。
- 11-2 上記11-1記載の保定期間を過ぎた後に不都合な症状が生じた場合（後戻り等）には、担当矯正歯科医師に相談して、状況の説明と、それに対しての方針、方法についての診察を受けてください。必要であれば担当矯正歯科医師から、再治療もしくは治療継続を提案される場合があります。再治療、治療の継続に関する費用については別になる場合がありますので、患者さんは担当矯正歯科医師の再度診断を受けて、書面での説明を受け同意の確認を行ってください。

12 その他特記すべき事項

患者さんと医院、担当矯正歯科医師は、本日、上記を確認して、互いに記名押印（もしくは署名）し、それぞれ1通を所持します。

患者さんが未成年の場合または生計が独立していない場合には、保護者の方の署名もお願いします。

年 月 日

I	患者さんの氏名	印
	患者さんの住所	
	保護者の氏名 患者さんとの関係	印 (続柄:)
	保護者の住所	

矯正歯科医院の名称：医療法人 歯並び会 日本臨床矯正歯科医院

住所：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル

C 開設管理者名：矯正 太郎

担当矯正歯科医師：公益社団法人日本矯正歯科学会認定専門医 矯正 太郎 印

D 公益社団法人日本矯正歯科学会認定認定医 歯並 歯奈子

矯正歯科が、万一、特定継続的役務提供事業者指定された場合に必要となる事

1. 特定継続的役務提供に対する行政規制に係る書面の交付をすることが義務付けられます。

A. 契約の締結前（初診来院時）に、当該契約の概要を記載した書面（概要書面）を渡さなくてはなりません。「概要書面」には、以下の事項を記載することが定められています。

1. 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
2. 役務の内容
3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量
4. 役務の対価、そのほか支払わなければならない金銭の概算額
5. 上記の金銭の支払い時期、方法
6. 役務の提供期間
7. クーリング・オフに関する事項
8. 中途解約に関する事項
9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
10. 前受金の保全に関する事項
11. 特約があるときには、その内容

B. 契約の締結後（治療開始が決まった時）には、遅滞なく、契約内容について明らかにした書面（契約書面）を渡さなければなりません。「契約書面」には、以下の事項を記載することが定められています。

1. 役務（権利）の内容、購入が必要な商品がある場合にはその商品名
2. 役務の対価、そのほか支払わなければならない金銭の額
3. 上記の金銭の支払い時期、方法
4. 役務の提供期間
5. クーリング・オフに関する事項
6. 中途解約に関する事項
7. 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
8. 契約の締結を担当した者の氏名
9. 契約の締結の年月日
10. 購入が必要な商品がある場合には、その種類、数量
11. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
12. 前受金の保全措置の有無、その内容
13. 購入が必要な商品がある場合には、その商品を販売する業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
14. 特約があるときには、その内容